

傷病手当金のご案内

病気やケガで仕事を休み、給与が受けられない期間の生活を支えるための保障制度が健康保険の「傷病手当金」です。協会けんぽや健康保険組合に加入している被保険者の方が対象で、所定の条件を満たすと支給されます。詳細は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

以下の説明は、協会けんぽご加入者さま向けの説明となります。一緒に見ていきましょう。

■ 支給を受けるための4つの条件

①業務外の病気・ケガによる療養で休んだこと

👉ポイント

- ・通勤災害や業務災害は労災保険の対象となるため、傷病手当金の支給対象外です。
- ・美容整形やインプラントなどは対象外です。

②労務不能であること

👉ポイント

- ・療養担当者（医師等）が「労務不能の状態」と判断した場合に対象となります。
- ・短時間でも出勤した日については、その日の傷病手当金は支給されません。

③連続した3日間（待期期間）を含む4日以上休んだこと

👉ポイント

- ・4日目以降が支給対象となります。
- ・有給、土日祝等の公休日も待期期間に含まれます。
- ・待期期間の一日目は、病気による体調不良やケガ発生により早退した場合でも含まれます。

④休業期間中に給与が支払われていないこと

👉ポイント

- ・給与が支給されている場合でも、傷病手当金の日額より支給された給与の日額が少額の場合は差額分が支給されます。

■ 支給額

支給額は日額「支給開始日の以前12か月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × 2/3」です。

※支給開始日以前の加入期間が12ヵ月に満たない方の支給額は、次の①②のいずれか低い額で計算します。

- ①：支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均
- ②：32万円（支給開始日が令和7年4月1日以降の方。令和7年3月31日以前の方は30万円）

具体例を掲載している以下の協会けんぽホームページを参照してください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3040/r139/>

■ 支給期間

支給期間は、支給開始日から通算して1年6か月分を限度として支給されます。

■ 申請期限

傷病手当金は 労務不能であった日の翌日から2年で時効となります。

👉 ポイント

- ・ 一日一日時効が進行しますので、ご注意ください。

■ 退職後に継続して傷病手当金を受け取れる条件

- ①退職日までに 1年以上の被保険者期間があり、退職日に支給を受けていること
- ②退職後も引き続き同一の傷病により労務不能であること

👉 ポイント

- ・ 労務不能である状態が継続していることが条件です。一時的にでも仕事に就くことができる状態になれば、継続給付はその時点で支給終了となり、再び状態が悪化しても支給はされません。

■ 他保険からの給付による支給調整・停止がされるケース

- ①資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が老齢（退職）年金を受けているとき
- ②同じ病気やケガで障害厚生年金または障害手当金を受けているとき
- ③業務外の病気やケガで仕事を休んだ期間と同期間に別の病気やケガが原因で労災保険の休業補償給付を受けた場合

👉 ポイント

- ・ 傷病手当金の額より上記の年金や休業補償給付が少額の場合は差額分が支給されます。
- ・ 上記の年金や休業補償給付が遡って支給された場合は、既にお支払い済みの傷病手当金をお返していただくことになります。

■ 申請の流れ

- ①申請書を入手します（協会けんぽホームページからダウンロードできます。）。
- ②申請書を記入します。本人欄に記入して、事業主（会社）と療養担当者（医師等）にも記入してもらいます。

👉 ポイント

- ・ 過去の期間に対して、記入をしてもらいます。
- ・ 国（デジタル庁）に登録した公金受取口座も選択することができ便利です。

- ③加入している協会けんぽ支部へ提出

👉 ポイント

- ・ 書類の不備や調査、照会等がなければ、約2週間以内に指定した口座へ入金されます。

■ 電子申請（2026年1月より開始）

傷病手当金支給申請書をはじめとした給付金等の各種申請書が、スマートフォンやパソコンを利用して申請することができるようになりました。

👉 ポイント

- ・現在の審査状況「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」を確認することができます。
- ・「郵送する」手間・時間・費用が不要となります。
- ・利用できるのは、被保険者本人と社会保険労務士です。
（一部の申請においては、被扶養者の方が利用可能です。）

◎傷病手当金は、被保険者が病気やケガで働けない期間の生活を支える重要な制度です。安心して療養に専念するために、制度の内容を正しく理解して、適切に手続きを行いましょう。